

施設機械工事等施工管理基準【宮城県】
<p>I. 名称：施設機械工事等施工管理基準 II. 制定：農林水産省農村振興局 III. 制定通知文書：<u>令和3年9月17日付け農村第237号</u> IV. 「第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則」施設機械工事等施工管理基準</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則</p> <p>この施設機械工事等施工管理基準(以下「施工管理基準」という。)は、施設機械工事等共通仕様書第1章 1-1-33「施工管理」、第2章 2-1-2「機器」及び 2-1-3「材料」に規定する施設機械工事等の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1-1-1 目的</p> <p>この施工管理基準は、<u>宮城県が発注する農業農村整備事業等に関する</u>工事のうち、施設機械工事等について、その施行に当たって契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>1-1-2 適用</p> <p>この施工管理基準は、<u>宮城県が発注する施設機械製作据付工事（水門設備・ゴム引布製起伏ゲート設備・用排水ポンプ設備・除塵設備・ダム管理設備・鋼製付属設備）及び鋼橋製作架設工事・水管橋製作据付工事・電気通信設備製作据付工事（電気設備・水管理制御設備）を請負により施工する場合に適用するもので、<u>特記仕様書</u>、図面等の契約図書で定めた事項は施工管理基準より優先する。</u></p> <p>なお、工事の種類（修繕工事など）、規模、施工条件等により、この施工管理基準により難しい場合又は、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>1-1-3 構成</p> <p>施工管理の基本構成は次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR SM[施工管理] --- EM[工程管理（進捗管理）] SM --- CM[出来形管理] SM --- PM[品質管理] EM --- EM_DR[書類記録] EM --- EM_PR[撮影記録] CM --- CM_DR[書類記録] CM --- CM_PR[撮影記録] PM --- PM_DR[書類記録] PM --- PM_PR[撮影記録] </pre> </div> <p>1. 工程管理 工程管理とは、工期内に工事目的物を完成させるために工事实態を記録し、計画工程との差違を把握し、工事の進捗状況を的確に管理することをいう。 また、工程管理における撮影記録とは、施工段階（区切り目）及び施工の進行過程を写真により記録することをいう。</p> <p>2. 出来形管理 出来形管理とは、工事の出来形を把握するために、工作物の外觀状況、寸法、凸凹、勾配、基準高等を施工の順序に従い直接測定（以下「出来形測定」という。）し、その都度逐次その結果を記録することにより、常に的確な管理を行うことをいう。 また、出来形管理における撮影記録とは、出来形測定の実施状況、工作物の出来形状況を写真により記録することをいう。</p> <p>3. 品質管理 品質管理とは、資材等の適切な品質及び仕様書等で定められた必要な施設等の性能・機能を確保するために、物理的、化学的な試験・検査を実施（以下「試験等」という。）し、その都度その結果を記録することにより、常に的確な管理を行うことをいう。 また、品質管理における撮影記録とは、品質管理の実施状況、試験等実施時の資材又は施設等の品質状況を写真により記録することをいう。</p>

施設機械工事等施工管理基準【農林水産省】
<p>I. 名称：施設機械工事等施工管理基準 II. 制定：農林水産省農村振興局 III. 制定通知文書：<u>令和3年3月30日付け2農振第3740号</u> IV. 「第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則」施設機械工事等施工管理基準</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則</p> <p>この施設機械工事等施工管理基準(以下「施工管理基準」という。)は、施設機械工事等共通仕様書第1章 1-1-33「施工管理」、第2章 2-1-2「機器」及び 2-1-3「材料」に規定する施設機械工事等の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1-1-1 目的</p> <p>この施工管理基準は、<u>農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業、直轄地すべり対策事業及び直轄災害復旧事に係る直轄</u>工事のうち、施設機械工事等について、その施行に当たって契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>1-1-2 適用</p> <p>この施工管理基準は、<u>地方農政局が発注する施設機械製作据付工事（水門設備・ゴム引布製起伏ゲート設備・用排水ポンプ設備・除塵設備・ダム管理設備・鋼製付属設備）及び鋼橋製作架設工事・水管橋製作据付工事・電気通信設備製作据付工事（電気設備・水管理制御設備）を請負により施工する場合に適用するもので、<u>特別仕様書</u>、図面等の契約図書で定めた事項は施工管理基準より優先する。</u></p> <p>なお、工事の種類（修繕工事など）、規模、施工条件等により、この施工管理基準により難しい場合又は、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>1-1-3 構成</p> <p>施工管理の基本構成は次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR SM[施工管理] --- EM[工程管理（進捗管理）] SM --- CM[出来形管理] SM --- PM[品質管理] EM --- EM_DR[書類記録] EM --- EM_PR[撮影記録] CM --- CM_DR[書類記録] CM --- CM_PR[撮影記録] PM --- PM_DR[書類記録] PM --- PM_PR[撮影記録] </pre> </div> <p>1. 工程管理 工程管理とは、工期内に工事目的物を完成させるために工事实態を記録し、計画工程との差違を把握し、工事の進捗状況を的確に管理することをいう。 また、工程管理における撮影記録とは、施工段階（区切り目）及び施工の進行過程を写真により記録することをいう。</p> <p>2. 出来形管理 出来形管理とは、工事の出来形を把握するために、工作物の外觀状況、寸法、凸凹、勾配、基準高等を施工の順序に従い直接測定（以下「出来形測定」という。）し、その都度逐次その結果を記録することにより、常に的確な管理を行うことをいう。 また、出来形管理における撮影記録とは、出来形測定の実施状況、工作物の出来形状況を写真により記録することをいう。</p> <p>3. 品質管理 品質管理とは、資材等の適切な品質及び仕様書等で定められた必要な施設等の性能・機能を確保するために、物理的、化学的な試験・検査を実施（以下「試験等」という。）し、その都度その結果を記録することにより、常に的確な管理を行うことをいう。 また、品質管理における撮影記録とは、品質管理の実施状況、試験等実施時の資材又は施設等の品質状況を写真により記録することをいう。</p>

施設機械工事等施工管理基準の改定について（令和3年9月17日付け農村第237号）読替対照表

1-1-4 施工管理の実施

1. 受注者は、工事施工前に、契約図書に定める主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を施工管理責任者に定め、施工計画書に記載しなければならない。
2. 施工管理責任者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
3. 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。なお、その結果をその都度施工管理記録簿（第8項）に適切な管理のもとに記録し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。
4. 受注者は、施工管理に当たり、工事完成後に明視できない部分又は測定困難な部分について特に留意しなければならない。
5. 土木工事に係る施工管理については、「農業土木工事施工管理基準」によるものとする。
6. 受注者は、出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向する場合、又は、バラツキが大きい場合は、その原因を是正し、常に所用の品質確保をしなければならない。
7. 受注者は、検査時に施工管理記録簿を提出しなければならない。
なお、撮影記録による出来形管理を行った場合には、これも含めるものとする。
8. 施工管理記録簿とは、品質管理図表、試験成績図表等の施工管理に係る記録結果のことをいう。

1-1-5 施工管理の方法

1. 工程管理
受注者は、工程管理を工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式）により作成した実施工程表によって管理するものとする。
2. 直接測定による出来形管理
出来形管理の方法は、設計値と実測値を対比した記録図表や一覧表、図面などを使用するものとする。
3. 品質管理
品質管理の方法は、管理図表、試験成績図表及び製造業者の規格証明書又は試験成績書等によるものとする。
4. その他
撮影記録は、施工段階の確認、出来形測定、品質管理で必要に応じて行うが、特に完成後明視できない部分の重要な箇所については、品質、出来形の確認ができるよう留意するものとする。
なお、撮影記録による施工管理は、第2章によるものとする。

1-1-6 施工管理の細目

1. 受注者は、監督職員の要請により作成した施工管理記録簿を提示し、必要に応じ現場で検測を行うものとする。検測の結果が記録と明らかに一致しない場合、記録に不備が認められる場合等は、適切な対応をしなければならない。
2. 受注者は、出来形管理、品質管理及び撮影記録による管理を第2章、第3章及び第2編で定める規格値に基づき施工管理するものとする。なお、この値はすべて規格値を満足しなければならない。
なお、規格値のないものについては、必要な根拠資料を添えて監督職員と協議し設定するものとする。
3. 設計図書に示された施工段階確認項目は、監督職員が立会等により実施するものとする。ただし、監督職員の指示により施工段階確認を机上で行う場合は、施工管理記録等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。
4. 土木構造物との取り合いにかかわる施工管理は、最終土木図による照査を行うとともに、現地調査及び関連寸法の測定を行わなければならない。

1-1-7 品質確認事項

受注者は、設備に要求される品質を確保するために、品質確認を実施するものとし、設備の構造・機能・性能を確認する項目で設計図書に指定されている場合は、監督職員による立会等を求め確認を受けなければならない。
なお、監督職員の要請、指示等があった場合は、この分類に限らず優先するものとする。

1-1-8 出来形及び品質の確認事項と実施時期

1. 受注者は、工場制作時及び現場据付時に次のとおり出来形及び品質の確認を行うものとする。
2. 工場製作における試験等は、製作前、製作途中及び組立（仮組立を含む。）完了後に行い、製品が仕様のとおりに製作されていることを確認するためのものである。
また、現地に据付した後の試験等は、その製品の現地における設置状況及び運転状態を確認すると同時に設備としての機能が満足しているかを確認するものである。
なお、品質管理時には、必要に応じて天候、温度、湿度を記録すること。
また、試験等で使用する測定器具については、検査機関の発行する検査証明書を添付すること。
3. 各設備の確認事項と実施時期は次のとおりとする。

1-1-4 施工管理の実施

1. 受注者は、工事施工前に、契約図書に定める主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を施工管理責任者に定め、施工計画書に記載しなければならない。
2. 施工管理責任者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
3. 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。なお、その結果をその都度施工管理記録簿（第8項）に適切な管理のもとに記録し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。
4. 受注者は、施工管理に当たり、工事完成後に明視できない部分又は測定困難な部分について特に留意しなければならない。
5. 土木工事に係る施工管理については、「土木工事施工管理基準」によるものとする。
6. 受注者は、出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向する場合、又は、バラツキが大きい場合は、その原因を是正し、常に所用の品質確保をしなければならない。
7. 受注者は、検査時に施工管理記録簿を提出しなければならない。
なお、撮影記録による出来形管理を行った場合には、これも含めるものとする。
8. 施工管理記録簿とは、品質管理図表、試験成績図表等の施工管理に係る記録結果のことをいう。

1-1-5 施工管理の方法

1. 工程管理
受注者は、工程管理を工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式）により作成した実施工程表によって管理するものとする。
2. 直接測定による出来形管理
出来形管理の方法は、設計値と実測値を対比した記録図表や一覧表、図面などを使用するものとする。
3. 品質管理
品質管理の方法は、管理図表、試験成績図表及び製造業者の規格証明書又は試験成績書等によるものとする。
4. その他
撮影記録は、施工段階の確認、出来形測定、品質管理で必要に応じて行うが、特に完成後明視できない部分の重要な箇所については、品質、出来形の確認ができるよう留意するものとする。
なお、撮影記録による施工管理は、第2章によるものとする。

1-1-6 施工管理の細目

1. 受注者は、監督職員の要請により作成した施工管理記録簿を提示し、必要に応じ現場で検測を行うものとする。検測の結果が記録と明らかに一致しない場合、記録に不備が認められる場合等は、適切な対応をしなければならない。
2. 受注者は、出来形管理、品質管理及び撮影記録による管理を第2章、第3章及び第2編で定める規格値に基づき施工管理するものとする。なお、この値はすべて規格値を満足しなければならない。
なお、規格値のないものについては、必要な根拠資料を添えて監督職員と協議し設定するものとする。
3. 設計図書に示された施工段階確認項目は、監督職員が立会等により実施するものとする。ただし、監督職員の指示により施工段階確認を机上で行う場合は、施工管理記録等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。
4. 土木構造物との取り合いにかかわる施工管理は、最終土木図による照査を行うとともに、現地調査及び関連寸法の測定を行わなければならない。

1-1-7 品質確認事項

受注者は、設備に要求される品質を確保するために、品質確認を実施するものとし、設備の構造・機能・性能を確認する項目で設計図書に指定されている場合は、監督職員による立会等を求め確認を受けなければならない。
なお、監督職員の要請、指示等があった場合は、この分類に限らず優先するものとする。

1-1-8 出来形及び品質の確認事項と実施時期

1. 受注者は、工場制作時及び現場据付時に次のとおり出来形及び品質の確認を行うものとする。
2. 工場製作における試験等は、製作前、製作途中及び組立（仮組立を含む。）完了後に行い、製品が仕様のとおりに製作されていることを確認するためのものである。
また、現地に据付した後の試験等は、その製品の現地における設置状況及び運転状態を確認すると同時に設備としての機能が満足しているかを確認するものである。
なお、品質管理時には、必要に応じて天候、温度、湿度を記録すること。
また、試験等で使用する測定器具については、検査機関の発行する検査証明書を添付すること。
3. 各設備の確認事項と実施時期は次のとおりとする。